

くらしき作陽大学・作陽短期大学公的研究費等の使用に関する行動規範

くらしき作陽大学・作陽短期大学（以下「本学」という。）は、本学の学術研究に対する信頼性と公平性を確保し、社会からの信頼に応えるため、「くらしき作陽大学・作陽短期大学公的研究費等の管理・監査に関する規程」に基づき、公的研究費等の使用に係る全ての教職員（以下「構成員」という。）の行動規範を次のとおり定める。

記

1. 構成員は、公的研究費等が公的な資金であることを自覚し、公的研究費等の使用に際しては、関係法令や使用ルール、本学諸規程を遵守する。
2. 構成員は、公的研究費等が機関（本学等）による管理が必要であるという原則を自覚して行動し、公的研究費等の使用について説明責任を果たす。
3. 公的研究費等の配分を受ける研究者は、研究目的達成のために、研究計画に基づき、公的研究費を適正に遅滞なく執行する。
4. 公的研究費等の事務を行う職員は、機関管理の主体的な役割を担う者としての自覚をもって、研究者の研究活動を支援し、事務処理を適正に行う。
5. 構成員は相互に密接に連携を保ち、公的研究費等の不正使用の防止に努める。
6. 構成員は、公的研究費等の取扱いに関する知識やルールの修得に積極的に努める。
7. 構成員は、研究、審査、評価、判断等において、利益が相反する行為がないよう十分留意するとともに、公共性を確保して適切に対応する。
8. 構成員は、公的研究費等の使用に際し、特定の業者との関係において、疑惑や不信感を招くことがないよう公正に行動する。
9. 本学及び本学の構成員は、公的研究費等に係る公益通報者を保護し、不利益を与える行為を行わない。
10. この規範の改廃は、公的研究費コンプライアンス推進責任者が合議のうえ行う。